

開会式・閉会式の式典規程

第1条（目的）

この式典規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が主催する全国的競技会の開会式及び閉会式の式典内容、順序等について定めるものである。

第2条（会場正面）

- 1 競技会会場では正面を定め、正面に大会横幕、国旗（日章旗）、本協会の協会旗及び競技会を主管する協会の協会旗を掲揚する。
- 2 国旗は、国歌（君が代）斉唱とともに掲揚ポールにて掲揚するものとする。ただし、会場に掲揚ポールがない場合は、予め大会横幕等とともに掲示しておくことができる。

第3条（開会式）

- 1 開会式は原則的に次の内容と順序で行うものとする。
 - （1） 役員、来賓、選手等の入場と整列
 - （2） 開式通告
 - （3） 開会宣言
 - （4） 国旗掲揚と国歌斉唱
 - （5） 優勝杯の返還及びレプリカ贈呈
 - （6） 主管協会側の挨拶
 - （7） 本協会側の挨拶
 - （8） 来賓祝辞
 - （9） 祝電披露
 - （10） 選手宣誓
 - （11） 閉式通告
 - （12） 役員、選手の退場
- 2 役員、来賓等の整列に際し、競技会の主管協会は国旗に対して不敬とならないように配慮しなければならない。
- 3 選手の整列に際し、入場行進を行うことができる。その場合、主管協会は行進の順路、整列順序、整列位置等を明確にして、関係者に事前周知を行うものとし、開会式終了時も行進により退場を行うものとする。
- 4 前条第2項のただし書きにより国旗を予め掲揚している場合は、役員、選手、観客等を含む参加者一同が国旗に向かって一礼をした上で、国歌斉唱を行うものとする。
- 5 開会式の間を利用して、事故、トラブル等の防止及び参加者の安全確保に関する注意事項並びに会場における利用上の注意事項を説明することができる。
- 6 開催地を代表する方の歓迎のことばをもらう場合は、来賓者祝辞の後とする。

第4条（閉会式）

- 1 閉会式は原則的に次の内容と順序で行うものとする。
 - （1） 役員、来賓、選手等の入場と整列

- (2) 閉会式の開式通告
 - (3) 成績発表
 - (4) 表彰
 - (5) 本協会側の閉会挨拶
 - (6) 国旗降納（開会式で掲揚した場合）
 - (7) 閉式宣言
 - (8) 閉式通告
 - (9) 役員、選手の退場
- 2 役員、来賓等の整列を行う場合は、前条第2項を準用する。
 - 3 選手の入場を行う場合は、前条第3項を準用する。
 - 4 競技進行上の都合で表彰式を競技の途中で行う場合、閉会式での成績発表と表彰を適宜省略することができる。
 - 5 国旗の掲揚が掲揚ポールによるものではなく、その降納の必要がない場合は、役員、選手を含む参加者一同が会場正面の国旗に向かって一礼をした上で、解散するものとする。
 - 6 主管協会側又は開催地を代表する方の歓送のことばをもらう場合は、本協会側の閉会挨拶の後とする。

第5条（具体的運用）

開会式及び閉会式の具体的運用に関しては、別途定める。

第6条（式典規程の準用）

- 1 都道府県パワーリフティング協会及び当該協会に所属する区市町村協会が開催するブロック単位、都道府県単位及び区市町村単位の競技会並びに本協会が公認するその他の競技会の開閉会式については、この式典規程に準じるものとする。
- 2 全日本実業団パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟、全日本高等学校パワーリフティング連盟等の加盟団体が行う競技会の開閉会式については、この式典規程に準じるものとする。

第7条（協議事項）

この式典規程に関して明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第8条（式典規程の改廃）

この式典規程の改廃は理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。